

現行の情報保障ガイドラインの課題

【課題 1】 制定後 6 年以上経過し、内容が古くなっている。

差別解消法の施行で、合理的配慮は必須の位置付けに。

具体的な事例を盛りこんだまま更新されていない部分がある。

(例：音声読み上げ機器……すでに生産中止のものが掲載されている
メールや Web……サービス中止やアドレス変更)

情報提供側の伝達手段（メディア）が多様化し、必要な配慮も多様化。

(例：動画投稿サイト経由での発信)

他の自治体や民間事業者により、新しい取組が行われてきている。

(例：カラーユニバーサルデザインに関する配慮)

【解決策】

差別解消法が規定する合理的配慮の提供義務を念頭に置く。

個別具体的な情報は最新のものを用いて収集し、随時記述を見直す。

※基本的な理念をガイドラインで定める。

新たな伝達手段や取組にも対応した配慮を取り込む。

【課題 2】 分量が多い。必要な配慮が一箇所で確認できない。

同じ場面であっても各障害の項目ごとに必要な配慮が分散して書かれている。

【解決策】

記述を簡潔に。資料的な部分を本文から分離する。場面ごとに必要な配慮をまとめる。

【課題 3】 特性の異なる複数の障害がまとめられ、記述の量が少ない。

「知的・重心」、「発達・高次脳・精神」がそれぞれ一緒の扱い。

【解決策】

障害ごとに項目を分けるとともに、場面ごとに必要な配慮での記述を充実させる。

【課題 4】 県の他のガイドラインとの重複・更新タイミングの不一致がある。

ホームページ関連は「ウェブアクセシビリティガイドライン」（報道広報課、今年度改定予定）、防災関連は「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」（いずれも防災政策課、本年 4 月策定）がある。

【解決策】

各分野の詳細な記述はそれぞれのガイドラインに委ね、情報保障ガイドラインでは配慮の必要性の説明に重点を置き、重複や更新タイミングの不一致に伴う記述の食い違いが生じないように留意する。